

## 仕 様 書

社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「甲」という）と特別養護老人ホーム食事（完全調理済み食品）納入契約による事業者（以下「乙」という）との食事納入に関する内容を次のとおり定める。

### 1 件 名

特別養護老人ホーム食事納入契約

### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで  
ただし、甲の事業に変更がある場合に限り契約内容を変更できるものとする。

### 3 対象施設及び利用者定員数

特別養護老人ホーム深沢共愛ホームズ	96名+ショート12名
ケアハウス共愛	10名
深沢の杜	25名
世田谷区深沢1-32-21	
特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ	52名+ショート3名
デイホーム共愛	18名
世田谷区等々力1-24-11	

### 4 予定食数

年間利用者予定食数210, 240食

(定員187名+検食5名)×3食×365日

※定員は昨年度実績による。小多機、通所は1食計算

### 5 業務内容

以下の内容については、食品衛生法など食事納入業務に関する法令に準じた対応を行う事。

#### (1) 提供内容

完全調理済み食品の手配及び配達（イベント食含む）

#### (2) 提供日

365日（ただし、発注日による）

#### (3) 発注

- ① 乙が指定した方法により発注、ただし、その発注方法で甲の運営に支障がある場合には、甲乙双方の協議の上決定すること。

② ①で決定した期限以降に発生した発注変更は甲が負担する。ただし、乙が今日できるのであればその限りではない。

③ 発注は3食を基本とするが、イベント等での発注回数変更の場合がある。

#### (4) 食事内容

① 高齢者施設の特性を踏まえた内容とすること

② 栄養バランス、食事満足度向上を目標に献立を作成すること

③ 乙は献立に変更がある場合は速やかに甲に報告をしなければならない。万が一、甲が変更を許容できない場合に発生するキャンセル等の費用は乙が負担する。

#### (5) 食事配達

① 配達日時は甲の事業に支障がない時間帯で行うこと

② 配送においては、衛生面に配慮した対応を行なうこと

③ 配送後に発注と配送内容に相違があった場合は、乙の責任において対応を行なうこと

### 6 危機対応

(1) 乙が取り扱っている商品で食中毒等の事故が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない

(2) 乙が提供する食事において、食中毒・異物混入等の事故により、甲または甲のサービスを利用する方に被害が出た場合は、その損害分を乙が賠償しなければならない

(3) 災害等により、配送が困難な場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。また、それに伴い食事の納入が出来ない場合は、乙は代替案にて代替食の提供に努めなければならない。甲は乙が食事提供できない場合を想定して、非常食を準備しておくこと

### 7 契約内容の変更

契約内容の変更を求める場合には、協議の上で変更実施時期等の詳細を決定すること